

# ○寒川町歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進条例

平成 26 年 3 月 20 日

条例第 1 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりが、生活習慣病の予防など全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯及び口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、及び町、町民、歯科医療従事者等の責務を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進し、もって町民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第 2 条 歯及び口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長、食育の推進、生活習慣病及び介護の予防、重症化の防止等に資するものであることから、町民一人一人が、生涯にわたり自主的に歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進できるよう、環境の整備を図ることを基本理念とする。

## (町の責務)

第 3 条 町は、前条に定める基本理念を踏まえ、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成 23 年法律第 95 号)、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)その他の歯及び口腔の健康づくりに関する法令に基づき、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 町は、歯及び口腔の健康づくりの推進に当たっては、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務(以下「歯科医療等業務」という。)に従事する者(以下「歯科医療等業務従事者」という。)並びに保健、医療、教育、社会福祉、労働衛生その他の歯及び口腔の健康づくりに関連する業務に従事する者及びこれらの業務を行う団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

## (町民の責務)

第 4 条 町民は、歯及び口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたり日常生活において自ら口腔疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯及び口腔の健康づくりに努めるものとする。

## (歯科医療等業務従事者の責務)

第 5 条 歯科医療等業務従事者は、歯及び口腔の健康づくりに資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、町が講ずる歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (保健、医療、教育及び社会福祉関係者並びに事業者の役割)

第 6 条 保健、医療、教育及び社会福祉に係る業務に携わる者並びに事業者は、それぞれの業務において、相互に連携を図りながら歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

## (基本的施策)

第 7 条 町は、町民の歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずる

ものとする。

- (1) 8020 運動(80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組)の普及啓発並びに歯及び口腔の健康づくりに関する正しい知識及び適切な口腔管理の実践に向けた取組方法等の普及啓発に関する事。
- (2) 定期的に歯科検診を受けること、必要に応じて歯科保健指導を受けること及びかかりつけ歯科医を持つことの促進に関する事。
- (3) 口腔に発生するがん等の対策に関する事。
- (4) 歯科保健サービスを受けることが困難な障害者、介護を必要とする者等に係る歯及び口腔の健康づくりの推進に関する事。
- (5) 食育並びに歯及び口腔の健康づくりを併せた施策及びその推進に関する事。
- (6) 歯及び口腔の健康づくりに携わる人材の確保及び研修等による資質の向上に関する事。
- (7) 歯及び口腔の健康づくりの効果的な実施に資する情報の収集及び調査研究に関する事。
- (8) 歯科医療等業務従事者並びに保健、医療、教育及び社会福祉関係者並びに事業者との連携体制の構築に関する事。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本施策として必要な事項

#### 附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。